

## 伊賀市シティプロモーション推進支援等委託業務 仕様書

### 1 委託業務名

伊賀市シティプロモーション推進支援等業務委託

### 2 事業目的

平成 29 年 3 月に本市が策定した「伊賀市シティプロモーション指針」における重点取り組み方針に基づき、本市が展開する観光プロモーションによる効果の検証・分析及び市民等参加型ワークショップの開催並びにそれらを踏まえた指針の見直し等、PDCA サイクルを伴う一連の事業に取り組むことにより、「伊賀流」シティプロモーションの推進による“誇れる伊賀市”“選ばれる伊賀市”の実現を目指す。

### 3 業務内容

事業目的の達成に向け、下記 から に掲げる業務について、企画立案から実施及び効果検証までの総合的な支援を行う。

( 及び の概要については別紙 を参照 )

「まちづくりラウンドテーブル(仮称)」の開催支援

伊賀市シティプロモーション指針の重点取り組みである「シビックプライドの醸成」及び「協働による事業の推進」を具現化することを目的とした、特定の市政テーマに対し若者を中心とした市民及び伊賀市出身者が主体的に意見やアイデア等を出し合い、課題や方策等を考えるイベント(ワークショップ型式)の開催支援。

イベント企画(以下を参考として事業者の提案による。)

#### ア 開催時期

- ・ 第 1 回：平成 29 年 10 月頃
- ・ 第 2 回：平成 30 年 1 月～ 2 月頃  
対象者が参加しやすい時期・日程等についての提案を受けたのち、具体的な日程については市と協議の上で決定する

#### イ 開催場所

- ・ 未定【ハイトピア伊賀などを想定】  
対象者が参加しやすい開催場所についての提案を受けたのち、具体的な開催場所については市と協議の上で決定する  
公共公益施設を使用する場合の会場使用料は不要とする

#### ウ 対象者

- ・ 市内在住者、市内高校に通学する高校生、市内企業通勤者、外国人など

第2回は、市外在住の伊賀市出身者（20歳～30歳）を主要なターゲットとする。

幅広い属性（世代・職業など）の参加者を対象とする

#### エ 参加者数（目標）

- ・ 各回 100名程度

運営面で開催が困難な場合は、日程を分けることを検討する

#### オ テーマ

- ・ 本市のシティプロモーションの推進に関すること

提案を受けたのち、具体的なテーマについては市と協議の上で決定する

#### 運営・調整

- ・ スケジュール管理、関係機関及び関係者との調整、当日の進行管理、ファシリテーションにかかる一切の業務を行うこと
- ・ 参加者アンケートの配付及び回収を行うこと

#### 広報・募集

- ・ イベントに対する参加意欲を引き起こすような参加募集を行うこと
- ・ チラシ原案の作成及び周知方法の選定など広く周知されるような広報業務を実施すること
- ・ 本市内の団体や組織に対して、受託事業者のネットワークを活かし幅広く参加を促すこと
- ・ 問い合わせ窓口の設置、申込の受付、参加者への通知、出欠確認など申込者及び参加者の管理にかかる一切の業務を行うこと

#### 報告

- ・ 開催したイベントの概要、アンケート集計結果及び参加者から寄せられた意見やアイデア等を整理した報告書を作成すること

#### 留意事項

- ・ 第2回は、市が開催を予定する「地域住民による結婚支援の取組検討ワークショップ」との合同開催とする。
- ・ 第2回の開催にあたり、受託事業者は、上記ワークショップの受託事業者と連携・調整のうえ事業にあたること

#### シティプロモーション会議の開催支援

で出た意見やアイデア等の実現に向け、実施主体を明確にしたうえでヒト・モノ・カネを手当てすることを目的に、市担当課、関係機関及び事業者を構成員とした会議の開催支援を行う。

#### 実施内容

#### ア 開催時期

- ・ 第1回：平成29年12月頃  
「まちづくりラウンドテーブル（仮称）」開催後を想定

#### イ 開催場所

- ・ 未定【ハイトピア伊賀などを想定】  
公共公益施設を使用する場合の会場使用料は不要とする

#### 運営・調整

- ・ 会議資料の作成、出席者との調整、会議のファシリテーションなどの業務を行うこと
- ・ 事業化に向けた課題を整理し、対応策等の必要なアドバイスを行うこと
- ・ 事業案の数及び内容等により、必要に応じ部会を設置するなど、会議の円滑な運営を行うこと

#### 報告

- ・ 会議録及び検討結果を整理した報告書を作成すること

#### 観光プロモーション事業の効果検証及び分析

市が行う観光プロモーション（PR）事業について、事業効果（来訪者、経済効果、認知度向上など）を多角的に調査・分析するとともに、次年度以降に向けた改善点を見出す。

対象事業（ 事業概要は別紙 を参照）

#### ア 観光誘客促進事業（都市圏情報発信事業）

#### イ 忍者都市宣言キャンペーン

#### 調査・分析

- ・ 効果的な調査・分析の項目及び手法を提案すること
- ・ スケジュール等を作成し、計画的に業務を実施すること

#### 報告

- ・ 検証及び分析結果ならびに次年度以降の改善に向けた課題を整理した報告書を作成すること

#### 伊賀市シティプロモーション指針及び伊賀市観光プロモーション戦略の改訂案作成

から までの結果に基づいて当該指針等の内容を精査し、事業全体の実効性を高めるための改訂案を作成する。なお、実施にあたっては、改訂方針案を作成することとし、改訂方針案には、少なくとも以下の項目を盛り込むこと

#### ア 自治体CI（ロゴマーク、テーマ、キャッチコピー等）の策定に関すること

#### イ 「伝わる広報」（伊賀市シティプロモーション重点取り組み方針 ）の実現に向けた課題の抽出と対応方針に関すること

#### ウ 伊賀市ふるさとサポーター制度の有効活用に向けた制度の見直しに関する

ること

庁内検討会議等の開催支援

から までの業務の実施に関して、担当課と打ち合わせを行う。また必要に応じ、伊賀市まち・ひと・しごと創生本部会議及び同プロジェクト会議等の庁内検討会議に出席し、意見聴取を行う。

#### 4 委託予定金額及び委託期間等

委託予定金額

上限 7,992 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

委託契約期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

支払方法

別途協議する

#### 5 留意事項

受託事業者は、市と協議のうえ、作業工程ごとに必要なタスクを分類・定義し、タスクごとに必要となるスケジュール及び実施体制を記載した実施計画書を作成し、契約締結後 3 日以内に確定させること。また、業務の進捗状況などについては、適宜報告し、必要に応じて打合せ等を行い、報告書等を提出すること。また、打合せを実施した際には、打合せ記録を提出すること。

受託事業者は、本業務に関して中間報告や打合せ等について連絡があった場合、直ちに対応するものとする。また、本業務を遂行するにあたり、関係機関との調整を図るとともに、経験と専門知識を有する実務者を必要に応じて参加させ、業務を円滑に進めるものとする。

本仕様書に定める業務にかかる消耗品や運営に関する経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。

#### 6 成果物

まちづくりラウンドテーブルの開催支援

企画提案書

募集用・周知用チラシ

報告書（イベントを撮影した映像、写真等を含む）

シティプロモーション会議の開催支援

会議資料

会議録・報告書（会議を撮影した写真等を含む）

観光プロモーション事業の効果検証及び分析

効果検証及び分析提案書

報告書

伊賀市シティプロモーション指針及び伊賀市観光プロモーション戦略の改訂  
案作成

改訂方針案

伊賀市シティプロモーション指針改訂案

伊賀市観光プロモーション戦略改訂案

庁内検討会議

各種打ち合わせ議事録

各種会議録

## 7 成果物の利用及び著作権

成果品及び成果品制作のために撮影した映像素材の著作権については、すべて市に帰属する。

市は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託事業者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

受託事業者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

## 8 契約に関する条件等

再委託等の制限

受託事業者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせる際は、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

業務の履行に関する措置

市は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に市に書面で通知しなければならない。

機密の保持

受託事業者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、伊賀市個人情報保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 16 号）及び同条例施行規則（平成 16 年伊賀市規則第 19 号）を遵守すること。

著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託事業者とが協議して定めるものとする。